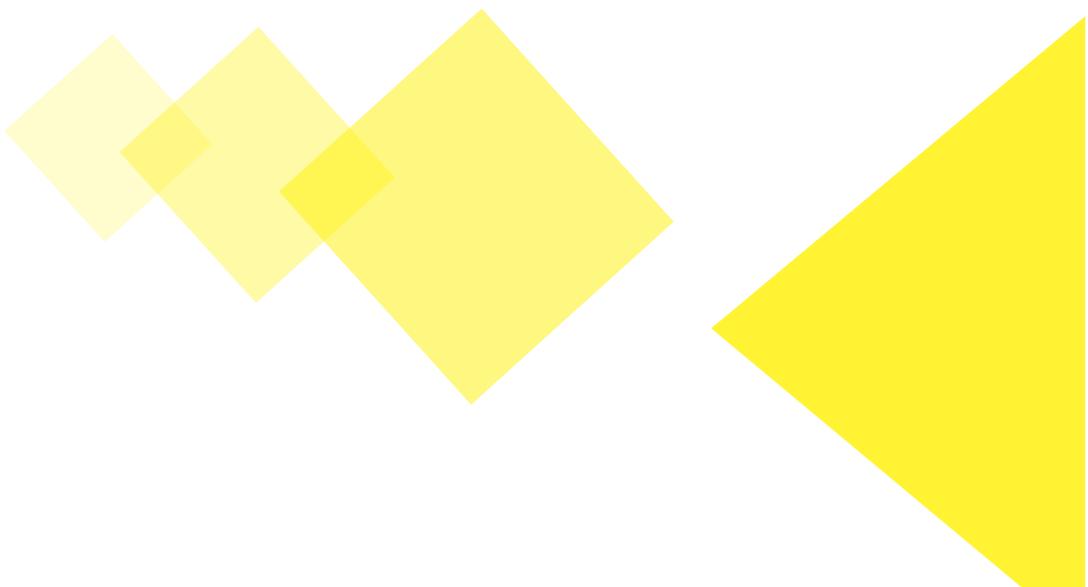


# 特別支援教育支援員 サポートブック



平成25年3月  
長崎県教育委員会

## 刊行にあたって

特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

長崎県教育委員会では、特別支援教育は、障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、障害のあるなしやその他の個々の違いを認め合い、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会を形成する基礎となるものであることから、全ての学校における特別支援教育の更なる充実に向けて取組を進めているところです。

一方、文部科学省においては、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための各種施策が検討されており、その動向も踏まえたうえで、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

このような状況の中、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒が増加していることや、通常の学級に在籍する発達障害のある幼児児童生徒への適切な対応が求められていることから、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上とともに、教員をサポートする特別支援教育支援員の役割がますます重要となってきています。

国においては、市町における特別支援教育支援員の配置・活用を支援するため、平成19年度から地方財政措置がなされており、年々拡充が図られています。長崎県教育委員会においても、平成23年10月に「長崎県特別支援教育推進基本計画」を策定し、その中で特別支援教育支援員の有効な活用が図られるよう支援することにしており、その取組の一つとして、本誌を刊行することにいたしました。

各市町、各学校で、特別支援教育支援員に求められる役割が、支援を必要とする子どもの教育的ニーズによって多岐にわたるため、本誌においては、管理職、学級担任等、特別支援教育支援員のそれぞれの立場で、心掛けておくべき基本的な事項について掲載しております。今後、各市町、各学校における研修会等で活用していただき、特別支援教育の充実のための一助になることを祈念しております。

## 目 次

### 刊行にあたって

特別支援教育支援員の役割	.....	1
--------------	-------	---

### 特別支援教育支援員の活用にあたって

1 管理職のみなさんへ	.....	3
-------------	-------	---

管理職の心構え

特別支援教育支援員の位置付け

2 学級担任等のみなさんへ	.....	6
---------------	-------	---

学級担任等の心構え

授業における学級担任等と特別支援教育支援員の連携

3 特別支援教育支援員のみなさんへ	.....	8
-------------------	-------	---

特別支援教育支援員の心構え

子どもとの関わり方

発達段階に応じた関わり方

特別支援教育支援員の実践事例	.....	13
----------------	-------	----

障害種別ごとの支援のポイント	.....	16
----------------	-------	----

Q & A（支援にあたって留意すべき点）	.....	21
----------------------	-------	----

学校として

特別支援教育支援員として

用語解説	.....	25
------	-------	----

## 特別支援教育支援員の役割

特別支援教育には、発達障害を含む障害のある子どもたちを適切に支援することが求められます。教員のマンパワーだけでは、十分な支援が困難な場合があります。

そのため、国において、食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、LD（学習障害）の子どもに対する学習支援、ADHD（注意欠陥多動性障害）の子どもに対する安全確保などの学習活動上のサポートを行う者が「特別支援教育支援員」という概念で整理され、平成19年度からは地方財政措置が行われたことから、各市町における特別支援教育支援員の配置が進んできています。

### ① 基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助

- 自分で食べることが難しい子どもの食事の介助をする。また、必要に応じて身支度の手伝い、食べこぼしの始末をする。
- 衣服の着脱の介助を行う。一人でできる部分は見守り、完全にできないところもできるだけ自分の力で行うように励ます。
- 授業場所を離れられない教員の代わりに排泄の介助を行う。

### ② 発達障害の児童生徒等に対する学習支援

- 教室を飛び出して行く子どもに対して、安全確保や居場所の確認を行う。
- 書くことに困難を示す子どもに対してテストの代筆などを行う。
- 学用品など自分の持ち物の管理が苦手な子どもに対して、整理場所を教えるなどの支援を行う。

### ③ 学習活動、教室移動等における介助

- 車いすの子どもが、学習の場所を移動する際に、必要に応じて車いすを押す。
- 車いすの乗り降りを介助する。
- 教員の指導補助として、制作、調理、休み時間などの補助を行う。

### ④ 児童生徒等の健康・安全確保

- 視覚障害のある子どもが、体育の授業や図工、家庭等の実技を伴う場面（特にカッターナイフや包丁、火などを使う場面）で介助に入り、安全面の確保を行う。
- 教員と他の子どもが活動している間、てんかんの発作が頻繁に起こる子どもの様子を把握する。

## ⑤ 運動会、学習発表会等の学校行事における介助

- ・ 視覚障害のある子どもに対し、運動会で、一本のひもをお互いに持て同じペースで走って進行方向を示したり、学習発表会で舞台の袖に待機し、舞台から落ちないよう見守ったりする。
- ・ 慣れていない場所での移動や乗り物への乗降を介助する。

## ⑥ 周囲の児童生徒等の障害理解促進

- ・ 支援を必要とする子どもに対して、友達としてできる支援や適切な接し方を、学級担任等と協力しながら周囲の子どもに伝える。
- ・ 支援を必要とする子どもの得意なことや苦手なこと、理解しにくい行動を取ってしまう理由などを、周囲の子どもが理解しやすいように伝える。

特別支援教育支援員の役割としては、上記のようなものが想定されますが、特別支援教育支援員は、たとえ教員免許状保有者であっても、教諭又は講師として配置されているわけではないので、単独で学級担任等の授業を引き継いだり、代替として授業そのものを行ったりすることはできません。



広報ごとう（平成24年10月号）より

## 特別支援教育支援員の活用にあたって

### 1 管理職のみなさんへ

#### ●管理職の心構え

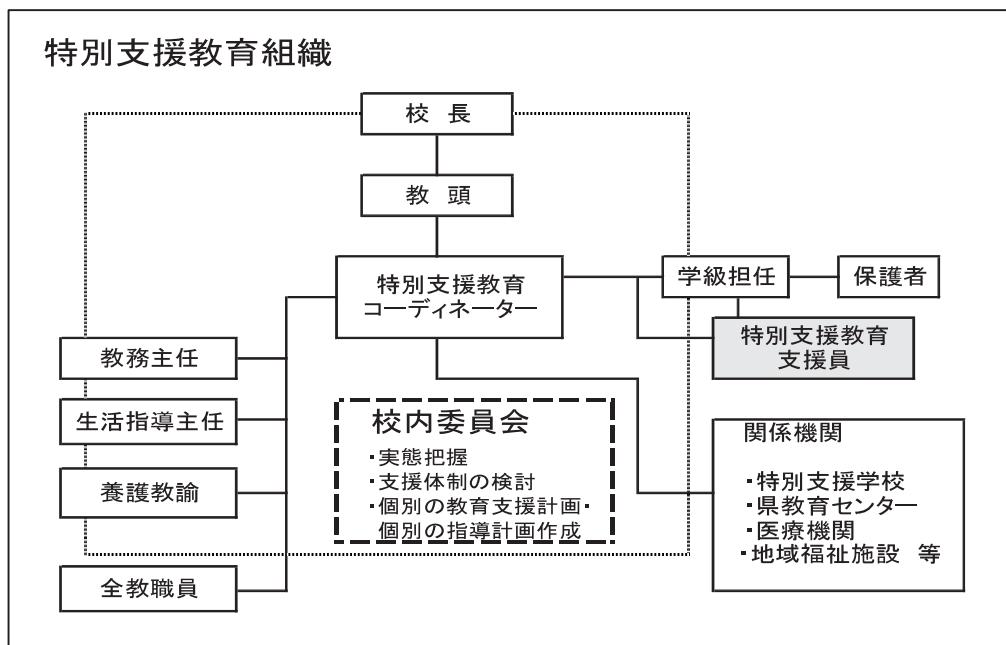
特別な教育的支援を必要とする子どもについて、管理職のリーダーシップの下、校内支援体制を整える必要があります。特別支援教育の充実は、学校全体の教育活動の充実につながるという意識を持ち、全教職員が情報を共有し、共通理解を図っていかなければなりません。

特別な教育的支援を必要とする子どもへの支援について責任を負っているのは、あくまでも学級担任等の教員であり、その補助をすることが特別支援教育支援員の基本的な役割です。また、特定の子どもの単なる世話役としてだけ、特別支援教育支援員を活用すると、学校全体の対応とかけ離がちになり、効果的な支援ができなくなります。

管理職としては、特別支援教育支援員の役割を校内支援体制の中で明確に位置付け、特別支援教育コーディネーター、学級担任等と特別支援教育支援員が連携して十分な教育効果が上がるような配慮が必要です。

#### ●特別支援教育支援員の位置付け

事例1 学校要覧等に校内支援体制を示す。



**事例2 特別支援教育支援員のサポートが必要な児童生徒の実態を把握する。**

《小学校における校内支援体制整備のためのアンケート例》

平成〇〇年 4月〇日

**校内支援体制整備のための資料作成について**

〇〇市立 小学校  
教育指導部（特別支援教育班）

新年度が始まっておよそ三週間が過ぎ、子どもたちのいろいろな姿が見え始めて来たところかと思います。

特別支援教育班では、昨年度の資料を参考に校内支援体制を整えていこうと思っています。そこで担任の先生に以下の3点をお願いします。

①それぞれの学級担任で昨年度の資料を読み、現在の様子を修正があれば書き込んだり、心配なければ削除したりしてください。（朱書きでお願いします。）

②個別の支援や、学級に入っての支援が必要と判断される児童名とどういった支援を必要としているか記入してください。（特別支援補助希望届）

③支援は必要ないけれども、学校全体での共通理解が必要な子どもの状況もお知らせください。

以上3点を記入して〇〇まで提出してください。  
よろしくお願ひします。

特別支援補助希望届

5月〇日まで

年 組	担任名		
	児童名	教科	支援の必要な内容等
1			
2			
3			
4			

校内の理解が必要な児童	児童名
<状況>	

## 《中学校における校内支援体制整備のためのアンケート例》

### 通常学級への特別支援計画

特別支援教育支援員を配置してほしい時間、特に支援が必要な生徒の名前を記入してください。  
勤務時間は8：05～15：00までです。

(すでに書き入れているのは特別支援教育支援員が特別支援学級に配置されている時間です。)

	月	火	水	木	金
朝出席					
1		特. 家		特. 体育	
2	特. 美術			特. 習字	特. 国語
3	特. 技術	特. 体育		特. 家庭	特. 体育
4	特. 家庭				特. 総合
5		特. 技術	特. 体育		特. 総合
6					

### 事例3 特別支援教育支援員の勤務時間等を全教職員で共通理解する。

平成〇〇年度 第〇学期 配慮を要する児童への支援計画（〇月〇日～〇月〇日）												〇〇市立〇〇小学校			
	月			火			水			木			金		
	支援員A	支援員B	支援員C	支援員A	支援員B	支援員C	支援員A	支援員B	支援員C	支援員A	支援員B	支援員C	支援員A	支援員B	支援員C
勤務開始	9:30	9:30	9:00	10:00	9:15	8:45	10:30	9:15	10:00	8:15	9:15	9:00	9:00	9:15	8:45
朝										5組					
8:25															
1															
9:10															
9:20															
2															
10:05															
5組	5組	5組	6組	6組	5組	6組	5組	6組	2年生	2年生	△年〇組家庭	6組	5組	5組	5組
10:25															
3															
11:10															
11:20															
4															
12:05															
給食															
昼休み	A児	B児	6組	B児	6組	A児	6組	A児	B児	A児	B児	6組	B児	6組	A児
14:00															
5															
14:45															
○年〇組音楽	5組	5組	5組	○年〇組音楽	5組	6組	6組	5組	○年〇組生活	5組	○年〇組生活	5組	○年〇組音楽	5組	5組
14:55															
6															
15:40															
○年〇組学年会	5組	5組	6組	A児下校	5組	A児下校	6組	O年〇組音楽	5組	A児下校	B児下校	5組	O年〇組音楽	5組	A児下校
放課後	B児下校	5組													
勤務終了	16:15	16:15	15:45	15:45	15:00	15:30	16:15	16:00	15:45	16:00	16:00	15:45	15:45	16:00	15:30
勤務時間	6	6	6	5	5	6	5	6	5	7	6	6	6	6	6
													週計	29	29

### 事例4 保護者や地域等に対して、学校により等で特別支援教育支援員の業務内容等を説明する。

- 年度当初の学校によりて、顔写真とともに「特別支援教育支援員」が配置されていることを知らせる。
- 年度当初のPTA総会において、「特別支援教育支援員」を紹介し、業務内容等を説明する。

## 2 学級担任等のみなさんへ

### ●学級担任等の心構え

特別支援教育支援員が効果的な支援を行うには、学級担任等が学校の特別支援教育の目標等を十分に理解したうえで、特別な支援が必要な子どものことを含めた学級経営の方針を立てる必要があります。

また、個別の教育支援計画、個別の指導計画の中に支援の内容、支援の手立て等を明記し、その中で特別支援教育支援員の役割を決めておきます。特別支援教育支援員に対して、学級経営方針や役割を伝える際には、特別な支援が必要な子どもへの関わり方だけでなく、周りの子どもへの配慮事項なども十分説明してください。

多忙な日常の活動の中で、特別支援教育支援員と十分に打合せをする時間がとれない場合もあります。担任から特別支援教育支援員に指示書などを作成する、日誌の交換をして学習活動について共通理解を図るなどの工夫が必要となります。また1週間の予定の中に打合せの時間を位置付けておくことも大切です。

### ●授業における学級担任等と特別支援教育支援員の連携

授業には、読む、聞く、話す、書く、移動するなどの場面や、一人で取り組む、グループで取り組むなどの多様な学習形態があります。授業を進めながら、特別支援教育支援員に効果的に支援してもらうためには、学習のルールや決まりごとを共通理解したうえで、役割を明確にしておきましょう。例えば、「学級担任等が全体への指示や説明を行ってから個別に支援を行う」、「よい行動が見られたらすぐに認めたりほめたりする」、「特別支援教育支援員を呼ぶときのサインを決めておく」などが考えられます。



対人関係に課題のある子どもへの指導の一つとしてソーシャルスキルトレーニングがあります。特別支援教育支援員に役割演技をしてもらい、相手の気持ちの代弁などを行ってもらうのも、有効な活用の一つです。

**事例 1 個別の指導計画に特別支援教育支援員の支援内容を記載している例**

**特別支援教育支援員の支援内容**

学年	氏名	特別な支援が必要な状況	支援内容
2	○○○○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一斉授業の中で学習が困難な時がある。(聞くことへの困難) →指示理解</li> <li>・周りの音や物が気になりやすい。(集中)</li> <li>・することが明確だと落ち着いて取り組むことができるが、漠然としていたり動きが加わったりするとハイテンションになる。思考を要する活動が苦手である。(学習全般)</li> <li>・一度に処理できるのは一つずつであり、順序立てて解決したりできない。(優先順位)</li> <li>・「待ってね」という言葉が耳に入らないことが多く、競争して行動に移すことが見られる。(自己調整)</li> <li>・ルール理解が難しい。(対人関係)</li> <li>・必要な物を準備して学校を持って行くことが難しい。(忘れ物)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話をしている人の方向を体ごと向く事を何度も注意喚起しながら意識づける。</li> <li>・集中を保つために即丸つけ学習を取り入れる。</li> <li>・見る箇所に視線が集中せず、問題の書き間違い、板書の写し間違いが見られるので、付箋を使って視線の集中が保たれるように支援する。</li> <li>・赤で印を付けるなどして視線の集中をはかる。</li> <li>・担任と共に理解のうえで学習にパターンを作る。</li> <li>・対話による学習の理解は見られるので、言語による導き支援を行う。</li> <li>・「まず○○をします、次に○○をします、最後に○○です。」と短くはつきりした指示に統一する。</li> <li>・特別支援教育支援員が児童の様子を確認しながら作業を行わせる。</li> <li>・がんばりカード(係・宿題・先生と階段を下り下校する)を作成し、意識づけ・文章化することで明確にする。</li> <li>・具体的な言葉かけ(後何分待って、先生の後ろを通る、教室の後ろで待って等)を行う。</li> <li>・連絡帳の記入、確認を一緒に行う。</li> <li>・学校用のノート等、家庭と連携しながら取り組む。</li> </ul>

### 3 特別支援教育支援員のみなさんへ

#### ●特別支援教育支援員の心構え

##### ①学級担任等と綿密な連携を行う

特別支援教育支援員は例え教員免許を保有していても、授業を行うことはできません。子どもへの教育の責任を持つのは学級担任等の教員です。学級担任等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し、学級経営方針に基づいた特別支援教育支援員の役割を決めます。特別支援教育支援員は、学習中に教員の指示や指導を小声で復唱する、教科書のどの部分を説明しているかを指し示すなどの具体的な支援の方法を学級担任等とよく相談しておきます。

また教室を飛び出す子どもへの対応も事前に学級担任等とよく相談しておきましょう。まずは、飛び出さないように気配りをすることが大切ですが、とっさに一人で判断しなければならない状況もあるので、隨時、その対応でよかったですか、学級担任等と確認するようにしましょう。

##### ②子どもの記録をとる

子どもの様子は日々変化します。それに伴い、以前の支援の方法が必ずしも良い効果を与えるとは限りません。また、学級担任等と十分に反省や打合せを行う時間が取れない場合もあります。支援メモや支援記録等により子どもの記録を残し、学級担任等に伝えるようしましょう。その場合、いつ、どこで、誰が、どのようにしたら、どのような反応が見られたかなど、客観的な事実を記録しておくことが大切であり、その記録が指導・支援の方法を検討するうえで、重要な資料となります。

##### ③サポートチームの一員として支援する

学校では校長をはじめ、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主任など様々な役割があり、学校運営がなされています。子どものサポートチームの一員として、積極的に学級担任や他の教職員と相談、連絡をすることを心がけ、一人で抱え込まないようにしましょう。

また保護者との信頼関係を築くことも大切です。しかし、保護者との約束などは、必ず学級担任等を通して行うことが必要です。

特別支援教育支援員は支援が必要な子どもだけではなく、全ての子どもにとって「大人のモデル」となり、大きな影響を与えます。あいさつや言葉遣い、人と接するときの態度など、学校教育を担う者としての自覚が必要です。加えて、子どもや保護者、教職員のことなど学校で知り得た情報に関しては「守秘義務」があることを忘れてはなりません。

**事例 1 特別支援教育支援員の業務日誌の例**

支援員業務日誌		
平成〇〇年〇月〇日〇曜日	校長	
※異常有りの場合は、時間・状況等を具体的に記入すること	教頭	
午前 時 分 異常有り	支援員	
午後 時 分 異常有り		
【異常があつた場合の状況】		
【執務等の記録】		
<b>1、2時間目 (Aさん支援) ・・・家庭科</b>		
・調理実習ではメニューはそれぞれ違うが、皆おいしそうにできる。Aさんはスクランブルエッグベーコン添え。4人グループのなかで最初に作るようになっており、緊張気味。頭の中で、何をするか分かっているが、開始すると火をつけずにいきなりベーコンを焼こうとして、手順が分からない。その都度、言葉をかけ完成するが、箸づかいが苦手らしく、ベーコンを裏返しにしたり、箸で挟んだりすることが難しいようだった。又グループの男子2名がAさんを気にかけてくれ、アドバイスをよくしてくれた。昨年度もBさんのクラスの男女の温かさを感じたが、今日の実習でも〇年生の思いやりと優しさを実感した。		
<b>3時間目 (C君支援) ・・・総合</b>		
・教室に入ったということだったので、顔を合わせせず見守る。外でひまわりの観察だが、徐々に他の活動に移り、はじめて声をかけた。時間割が変更になったことに納得がいかない様子だった。 休み時間、相談室でゆっくりしたあと、教室へ戻る。		
<b>4時間目 (C君支援) ・・・体育</b>		
・体育館を5周走るように言われたが、全く走らない。C君に「走る」と声をかけると、飛び出していった。結局、元の場所へ戻ってくるものの、飛び出した理由は語らなかった。いつしょに教室に戻り、給食は少し食べた。		
<b>給食 (D君支援)</b>		
みんながD君を囲み良い雰囲気で給食を食べる。いつもより早かつたらしくほめられていた。		
勤務時間 8時15分～15時00分 ( 6 時間 )		

## ●子どもとの関わり方

学級担任等の補助的な業務が、特別支援教育支援員の役割ではありますが、子どもたちに与える影響は大きなものがあります。そのため、以下に示すような、いくつかの視点をもって子どもと向き合うことが必要です。

### ①子どもと信頼関係を築く

まず初めに取り組む必要があることは、子どもとの信頼関係づくりです。そのためには、授業時間や休み時間などを通して、子どもとコミュニケーションを取りながら、子どもの実態を把握します。どのようなことに興味があるのか、自信を持っているかなど、学級担任等からも情報を得ながら、関係を築いていきます。最初はなるべく「失敗経験」が少なくなるように気をつける必要があります。焦らずに到達可能な目標をもたせ、ゆっくり一つずつ取り組ませることが大切です。しかし、適度な距離感を保つように心がけないと、子どもに依存心が生じ、何事も「やってもらうことが当たり前」になってしまいます。教員や特別支援教育支援員は全ての子どもに平等に接するスタンスが求められます。様々な経験を積む中で、全ての子どもたちの中の一人として、特別な教育的支援が必要な子どもへの対応を考えられるようにしていきましょう。

### ②子ども自身が主体的に活動できるようにする

支援に当たって大切なのは、「支援する・される」といった関係ではなく、子どもが主体的に生き生きと活動できるようにすることです。例えば、特別支援教育支援員が一生懸命になるあまり、逐一指示や注意を行い、全てをお膳立てしまい、子どもが自ら考えたり、試行錯誤したりする機会を奪ってしまうことのないよう配慮する必要があります。また、子どもによっては、学級集団の中で特別に支援されることを嫌がる子どももいます。子ども自身ができること、できないこと、子どもの性格を学級担任等と確認をして見極め、できることを見守り、友達との関係を築けるようにすることが大切です。

### ③子どもに共感する

支援が必要な子どもは、これまでの失敗体験やできないことを責められた経験などから、自己肯定感が低下していることが少なくありません。子どもの不適切な行動の背景には、「そうせざるを得ない理由があるのではないか」と子どもの立場に立って考えることが、子どもの理解へつながります。できないことの辛さを共感し、少しでもできた時は本人の努力を認め、励ますなど共感的な関わりに心がけましょう。

#### ④特性に応じた関わりをする

聴覚情報を処理することが苦手な子どもにとって、学習中に複数の人間から指示が出されると、混乱を招きます。その場合、特別支援教育支援員は、指差しやメモの提示など視覚的な情報処理が得意であるという特性を活かした対応が求められます。

また、自閉的傾向のある子どもにとっては視線を合わせることや体を触れられることが苦手な場合があります。支援が必要な子どもたちには、これまでの支援の内容を蓄積した個別の教育支援計画、個別の指導計画が作成されているので、学級担任等と確認を行ったうえで、特性に応じた支援を心がけましょう。

##### 事例2 特別支援教育支援員の個別の支援記録の例

◇ 個別の支援の記録 ー効果的だったと思われる手立ての記録ー		
氏名	○○ ○○	
月 日	支援が必要な状況	実際にとった手立て
○月○日	図工の時間、絵の具を忘れ、△△君に借りるが、上手に「お願ひ」の言葉を言えない。「これ！使う！」等の言葉。	△△君が○○君に対し、「それは、お願ひしていることにはならない」と言い始めたので、○○君に対し、ゆっくりと何度も「言ってごらん」と待つ。すると「お願ひします。」と言えた。
○月○日	忘れ物が他の子どもよりも多い。	持参するものを気づいたときに、連絡帳にすぐに記入させた。帰るまでに何度か確認した。 持って来れた日は、何度もほめた。○○君も、とても喜んでいた。また忘れたときには、朝からすぐに先生のところまで行って、報告するように促した。意識が高まり、翌日の忘れ物が減るようになった。

◇ 個別の支援の記録 ー効果的ではなかったと思われる手立ての記録ー		
氏名	○○ ○○	
月 日	支援が必要な状況	実際にとった手立て
○月○日	図工の時間、パニックになる。うまく描けなかつたこと、時間が足りなかつたこと、鉛筆の芯が出でなくて描けなかつたこと、暑かったことなど、いろいろなことが重なって頭を抱え込んだり呼吸が荒くなったりした。	□□先生と相談して、別の時間にしようと促したが、指示が聞けず、ますます考え込んでしまった。 もっと早めに気づいて、休憩をとらせてあげればよかった。

## ●発達段階に応じた関わり方

### ○ 幼稚園

幼稚園における生活は、家庭から離れて同世代の幼児と日々一緒に過ごす初めての集団生活です。家庭において親しい人間関係を軸にして営まれた生活から、より広い世界に目を向け始め、依存から自立に向かう時期になります。このような生活の広がりに対して、発達障害のある子どもは不安感や緊張感を抱いていることが多く、わがままと見られるような行動をとることもあります。子どもが安心して依存できる身近な大人として、子どもの行動を温かく見守り、適切な支援を行うことが大切です。

### ○ 小学校低学年（1・2年生）

小学生として集団のルールを学ぶ時期です。支援の内容としては、自分の持ち物の置き場所の把握、着替えや整理整頓の支援、教室移動の支援などが考えられます。発達障害のある子どもは、周りの子どもに比べて、不適切な状態が目立つ時期でもあるので、学級担任等と連携し、実態に応じた支援方法を探るとともに、保護者とも連携して、学校と家庭との共通理解のもとに支援することが大切です。

### ○ 小学校中学年（3・4年生）

保護者や学級担任等への依存が弱まる一方で、友達との結びつきが強くなります。この時期には、いじめがあったとしても、その内容が周囲から見えにくくなることがあります。発達障害の子どもは、からかいや仲間はずしなど、いじめの対象になりやすいので、注意が必要です。もし、からかいの言葉や周りの子どもの変化など、いじめの兆候が疑われる場合は、すぐに学級担任等に報告するようにしてください。

### ○ 小学校高学年（5・6年生）

自我に目覚め、思春期に入る時期です。子どもの心は自分を客観的に評価するまでには育っていないため、様々な不安や葛藤も生じことがあります。発達障害がある場合は、学校生活全般や友人関係の適応に悩み、不登校等を含む二次的な障害が見られるようになる時期もあります。自信を持たせ、自己肯定感を高めることが必要です。そのためには、保護者との良好な関係を維持するとともに、中学校への確かつ具体的な引継ぎができるよう、学級担任等と連携・協力が重要になります。

### ○ 中学校

この時期は心身が大きく成長するだけでなく、学年ごとに学校生活が変化し、短い時間の中で義務教育終了後の進路についても考えなければなりません。また、教科担任制のため、教育環境も大きく変わり、支援の仕方も工夫が必要となります。授業の内容や指示も言葉での説明が多くなり、より理解力が求められます。特別支援教育支援員は学級担任等と十分に相談を行ったうえで、授業への参加の仕方や支援目標、周囲との関係を考慮した支援の方法等を確認しておくことが大切となります。

## 特別支援教育支援員の実践事例

これまでの様々な経験をとおして、すばらしい実践をされている特別支援教育支援員が県内には多数いらっしゃいます。その中の一例を紹介いたします。



### ○特別支援教育支援員 Aさんの取組（B市特別支援教育支援員研修会実践発表より）

唐突ですが、私は子どもが大好きです。何か子どもと関わる仕事がしたいと思い、特別支援教育支援員をはじめて、4年目になります。

今日の発表の場を与えられたのも、経験が長いからだと思います。これまで、自分が行ってきたことを振り返る良い機会と前向きに捉えて、発表させていただきます。

一口に特別支援教育支援員といっても、様々な役割があります。一つは個人に付く支援員です。1校目のC小学校では、特別支援学級のADHDの児童に付いて支援をしておりました。教室移動や体育の時間の安全確保、基本的生活習慣確立のための支援が中心でした。

二つ目が、学校に付く支援員です。2校目のD小学校そして現在のE小学校では、複数の学年に入り、主に学習支援を行っています。今日は、主に学習支援に取り組んできたことをお話ししさせていただきたいと思います。

#### 1 信頼関係の構築

##### （1）子どもとの信頼関係

「この先生に側に来てもらいたい」。私は、支援をする子どもにそのように信頼してもらうことが、支援をするための最初の一歩だと思います。

子どもとの信頼関係があれば、よい学習支援につながります。信頼関係のないまま、いきなり個別に支援しようとしても、うまくいかないことが多いようです。私自身も、慣れないクラスで、いきなり一人に張り付いて支援しようとして、子どもに拒否された経験があります。子どもも大人と同じようにプライドを持つ一人の人間です。このプライドを傷つけないようにしていかなければいけません。私は先ほどの経験をもとに、その後は、個別に支援したい子どもがいても、慣れないからは一人だけに張り付かないように気をつけるようにしました。また、初めから一人に張り付いてしまうと、周りの児童も「あーあの子に教えるために来ているのね」と思ってしまうようで、他の児童を支援していくうえでも、初めから一人に張り付くことは控えなければいけないと私は思います。しばらくは付いたり離れたりを繰り返しながら観察します。観察していると、子どもなりのこだわりや、やり方も分かってきますし、それを尊重しながら、特に初めは「できたらほめる」「上達したらほめる」を繰り返すようにして信頼関係を築いていきます。「先生、分からん」「教えて」と言われたら、しめたもの。私なりに信頼関係構築の瞬間かなと思います。

信頼関係を築くための方法として、私がやっていることを二つ紹介します。

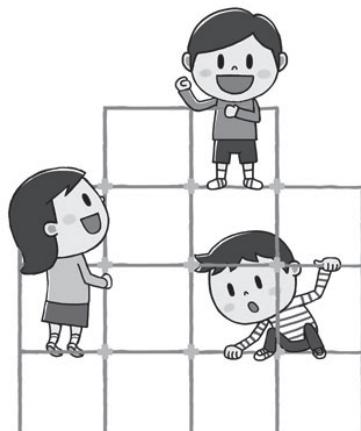
##### ①給食時間

一つ目は給食時間です。給食時間、私は各学級をまわるようにしています。お喋りをしながら一緒に食事をすることで、授業では見ることができない子どもの性格や、家族との関係などを知ることができます。「恐竜について詳しい」「ピアノを習っていて発表会が近い」「お姉さんがいて、もう働いている」などさまざまな情報が得られますし、何と言っても話題が見つかります。そんな会話をしていく中で、私自身に、子どもたちに対する深い関心が生まれます。そのことが子どもに伝わることで、信頼感が芽生えるような気がします。

今E小学校では、一週間ごとにクラスを替えて給食を食べていますが、一週間が終わるとき「先生、今度いつ来る?」と言ってくれる子どももいてとても嬉しいです。

## ②遊び時間

二つ目は、子どもと遊ぶことです。子どもの性格や友達関係を知ることができますし、子どもに受け入れられる一番の近道のような気がします。「全員遊びでサッカーをしますので、先生来てください」と子どもからよく言われます。私ももう年齢的に若くはありませんので、さすがに中・高学年と一緒にサッカーをすることはできません。そんな時は、ゲームを見てあげるようにしています。ゴールを決めた瞬間を見ると、また子どもとの会話も増えます。低学年の縄跳びや遊具遊びも同じです。登り棒ができるようになったり、ジャングルジムを一番上まで登れたりしたことで、また子どもをほめる場面ができます。これからも、できる限り子どもの遊びに付き合いたいなと思っています。



## (2) 学級担任との信頼関係

支援をするうえでは、学級担任との信頼関係を築くことが大切だと思います。現在勤務先のE小学校はごく小規模な学校です。三つの学級に入つて、算数や国語を中心に行っています。3人の担任それぞれに、やり方・経営方針がありますので、信頼関係を築くためには、まずはそれを知らなければいけません。「授業が始まる前に、必ずノートに日付を書いて開いて待つ」「数多くの問題を解かせるために、枠や筆算は定規を使わずにフリーハンドで描く」など、担任によってやり方が違いますので、それを知ってそれに応じた支援をしなければいけません。子どもの理解の状況なども早い段階で担任に報告します。一日6時間では打合せの時間も取れませんので、とにかく、授業の行き帰りや休み時間など、少しの時間を見つけて、担任に相談や報告をするように心掛けています。このように多く会話することが、担任の方針や考え方も分かり信頼関係を築くうえで大切なことだと思っています。



## 2 子どもが見える場所

### (1) 保健室

昼休みの保健室は、授業以外の子どもの一面を見る格好の場所だと思います。私は給食後、保健室で歯磨きをするのが習慣になっていますが、毎日保健室に行くと、よく怪我をする子ども、よく熱を測ってもらう子どもなどが分かってきます。よく怪我をする子どもはわりと活発な子どもが多いようですが、「頭が痛い」と言って熱を測ってもらう子どもの中には、心に気がかりなこと、心配事を抱えていることもあるようです。そんな時は雑談をするのですが、保健室は子どもを知るいい場所だと思います。

保健室で得た、気になる子どもの情報を担任と共有し、適切な支援を行うことで、周囲の子どもに溶け込むようになりました。

### (2) 朝マラソン

学校によっては、全校で朝マラソンに取り組んでいる学校もあるかと思います。朝マラソンは、その日の子どもの「気構え」「心構え」「体調」がよく分かる時間だと思います。マラソンを子どもと一緒に並んで走るのも、もちろん良いのですが、先生方がよくやついらっしゃる、子どもとは逆向きに走ること（私も、初めは「子どもと並んで走ると、競争の形になって嫌だな」という怠慢な気持ちで逆回りに走っていたんですが）、これが意外に子どもの本音や調子が分かるんです。やる気がなくなっている子どもは、友達と話しながらだと、体調が悪いときはお腹を押さえながらなど、子どもの内面やその日の体調が手に取るように分かるんです。それに逆回りだと、子どもに声をかけたり、タッチをして励ますこともできます。今は小さい学校で全校児童の様子が見られるので、ここで気づいたことも担任に報告するようにしています。

### 3 やりがいを感じるとき

この仕事の魅力は、やはり毎日が新鮮で変化に富んでいるというところ。とび縛を結べなかった子どもが結ぶようになったり、水に顔を浸けられなかった子どもが浸けられるようになったりなど、これまでできなかつたことが、できるようになるととても嬉しいですよね。子どももできるようになると、「先生見てください」と言って、やってくるんです。そして、成功するとハイタッチや拳を合わせてほめるんです。すると満足そうな笑顔を見せてくれる。そんな時がやりがいを感じる瞬間です。

また、担任の先生から「支援してもらって助かった」と感謝の言葉を掛けていただいたときも嬉しいです。一学期末、水に恐怖心のある女の子を個別に支援したことがあります。彼女は授業が始まっても、必ず5分も経たないうちに「寒い」と言ってプールから上がります。私は、担任や養護教諭と相談して、初めのシャワーで体が冷えないように、胸から下だけを洗わせるようにしました。プールに入ってからも体が冷えないように、プール内を歩かせたり、顔を洗わせたりと別メニューで取り組ませました。この女の子が水に慣れて、「寒い」と言って上がらなくなっことももちろん嬉しかったけれど、担任から「私がこうやって欲しい、と思い描いたように支援をしてもらえて助かる」と言ってもらえたことが嬉しかったし、何よりも、私を信頼して任せられたことがとても嬉しかったですね。

### 4 学級担任や校内の連携

現在一日5コマ、週25コマの授業に支援に入っています。その他、諸活動や日誌記録の時間を入れると、ほぼ勤務時間の6時間は終わります。とても担任との授業の打合せや子どもの様子などを、改めて時間をとつて報告する時間はありません。先ほども申しましたように、授業に向かう時に打合せを行い、担任の先生を見かけては、子どもの状況を伝えるようにしています。その他、子どもの状況の詳細は、毎日日誌に記録して管理職には伝えるようにしています。いくらくらいでも担任は話を聞いてくださるし、管理職も毎日日誌にコメントを書いてくださいます。先日、担任と話しているところを見た2年生の男の子から、「先生たち、いつも仲が良いですね」と言われました。担任と信頼関係ができ連携が取れていることが支援を行なう上で、最も大切なのはと感じます。

### 5 今後の課題

とはいっても、教材研究や打合せなしでは、どのように支援していいのか分からないときも多々あります。算数は答えが一つなので何とかできますが、高学年の国語は、担任の目指すものがつかめにくくて、なかなか支援が難しいです。それにまた、集中力や粘りのない児童への支援にも苦慮しています。

子どもの実態は様々なので、支援方法も千差万別です。しかしこれからも、毎日試行錯誤を繰り返していくことで、その子どもたちに適した支援方法を見つけていこうと思っています。

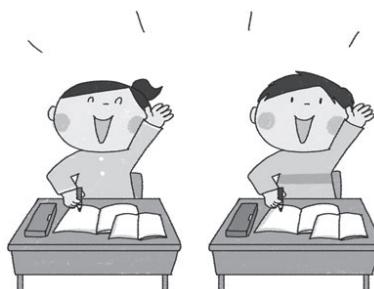
終わりになりますが、平成24年7月末から8月上旬にかけて、ロンドンオリンピックが開催されました。懸命に頑張る選手の姿に多くの感動を与えてもらいました。

私が最も心に残っているのが、団体競技の姿です。個人競技のときよりも自分の力を発揮する場面をたくさん見せてもらいました。

これが「チーム力」なんだなど改めて感じました。

私たち支援員も、学級担任をはじめ学校の先生方とチームとして動くことで、大きな力を発揮できるのかなとも感じました。

これからも、そんな支援を目指して、目の前の子どもたちのために頑張りたいと思います。



## 障害種別ごとの支援のポイント

### 【LD】

「Learning Disabilities」の頭文字をとったもので、「学習障害」といいます。知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものを身につけたり使用したりすることに困難を示す状態を指します。

#### ☞ [LD の子どもへの支援のポイント]

- 言葉を聞き分けることや覚えておくことが難しい特徴があるので、指示はできるだけ短く伝えたり、複雑な内容はメモに取らせたりします。また、話す前に「〇〇さん」と名前を呼んで子どもの注意を引きつけたり、本人が聞いていることを確認してから話したりします。
- 過去の失敗経験から特定の教科や活動に苦手意識を持っていることも多いので、少しでもできたことを褒め、自信が持てるようにします。

### 【ADHD】

「Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder」の頭文字をとったもので、「注意欠陥多動性障害」といいます。

ADHD の子どもには、注意欠陥（注意力・集中力に欠ける）、多動性（じっとしていられない・しゃべりすぎる）、衝動性（急に何かをしてしまう）という特徴があります。それらの特徴は自分でコントロールするのが難しく、生活や学習上の困難さにつながっています。

#### ☞ [ADHD の子どもへの支援のポイント]

- 名前を呼んで目を合わせてから話し始める、注目する文字や図を指さすなどして、注意が向くようにします。
- 教室を出て行ったり、やるべき課題でないことを始めたりしたときには、いきなり叱るのではなく、「窓の外の飛行機が気になったから教室から出て行ったんだね」などと、できるだけおだやかに話しかけて本人の気持ちを共感的に受け止めてから、「でも、〇時までは座っていようね」といったように具体的に何をすればよいのかを伝えるようにします。また、質問が終わるまで話を聞く、順番を守るといったルールについても、その都度伝えるようにします。場面を示した絵カード等を活用すると理解しやすくなります。

## 【自閉症】

①他人との関係が希薄で社会的な関係を築くことが苦手、②言葉を適切に使用してコミュニケーションを取ることが困難、③特定の物や人などへの強いこだわりなどが特徴です。自閉症のうち知的な遅れがない人は「高機能自閉症」と呼ばれます。また、同じく自閉症で知的な遅れがなく、言葉の発達にも遅れがない人は「アスペルガー症候群」と呼ばれます。しかし、アスペルガー症候群の人も、相手の気持ちを考えた会話ができないなどコミュニケーションを取ることの課題がある点では、高機能自閉症の人と同じ困難さを抱えているといえます。

### ☞ [自閉症の子どもへの支援のポイント]

- 「最後までちゃんとしなさい」などのあいまいな言い方を理解することは難しいので、「赤い線の所まで切りなさい」のように具体的に指示するようにします。また、「〇〇しない！」と強い声かけをすると情緒的に不安定になる子どもも多いので、穏やかに「今は△△します」と具体的にするべきことを伝えるようにします。
- 突然の大きな音に過剰に反応する子どもが多いので、穏やかな口調で名前を呼んでから話しかけるようにします。また、急に体に触れられることが苦手な子どもには「肩を触るよ」など言葉をかけてから触れることで、次に起こることを予測して安心感が持てるようにします。
- 予定の変更を受け入れたり暗黙のルール等を理解したりすることが難しい特徴があるので、前もって伝えておくようにします。その際、あらかじめ紙に書いた物を提示しながら説明するなど視覚的な手掛けりがあると理解しやすくなります。



## 【情緒障害】

情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を自分ではコントロールすることができないために、学校生活や社会生活に支障をきたす状態をいいます。情緒障害にはさまざまなものがありますが、選択性かん默やチックなどが代表的なものです。

### ☞ [情緒障害の子どもへの支援のポイント]

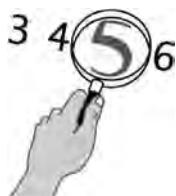
- 子どもとの信頼関係作りが大切ですが、無理に関わりを求めるのではなくかかわること自体が安心できる雰囲気を作るように心がけます。特に、選択性かん默の場合はこうした配慮が必要です。

## 【視覚障害】

眼球、視神経、大脳視覚中枢等のいずれかの部位の病気や働きの低下により、見えなからったり、不十分にしか見えなかったりする状態のことをいいます。単に視力の程度だけでなく、視野や色覚、光覚（暗い所や明るい所で見えにくい）といった機能が関わっており視覚障害の状態はさまざまです。視覚に障害があることで、移動することをはじめ、文字の読み書き、図形等の読み取り及び筆記用具等を用いて文字や絵などを表現することが難しくなります。また、食事や着替え、排泄といった日常生活動作を円滑に行うことが難しい場合も多くあります。

### ☞ [視覚障害の子どもへの支援のポイント]

- 聞いたことからものごとの意味を学ぶ力に優れていますが、実際に物に触れたり動作などを体験させたりすることで的確なイメージを学習できるよう支援していきます。  
その際、「こっち側」「向こう」といった言葉ではなく、「右側」など具体的に伝えるようにします。
- 弱視の場合は、文字や図を拡大した教材や弱視レンズ等の補助具を活用して学習します。  
その際、学習時の姿勢や光の当たり具合にも配慮し、見やすい環境を整えていくようにします。



## 【聴覚障害】

身の回りの音や話し言葉が聞こえにくい、あるいはほとんど聞こえない状態をいいます。音が内耳の感覚細胞を刺激するまでの経路の障害（伝音難聴）と感覚細胞から脳の聴覚をつかさどる部位までの経路の障害（感音難聴）に分けられますが、両方に障害がある場合もあります。聴覚障害に対応する補助具としては補聴器が有名ですが、内耳に電極を埋め込んで聴神経（聞こえの神経）を刺激し、音が聞こえるようにする「人工内耳」の手術を受けている子どももいます。

### ☞ [聴覚障害の子どもへの支援のポイント]

- 後ろからの言葉かけを聞き取ることは難しいので、顔や口元を見せて話すようにします。  
その際、逆光にならないような配慮も必要です。大切な内容は、要点をメモに書いて渡すことでより確実に伝えることができます。
- 補聴器を使用している場合は、学級担任等と連携して適切な使用ができているかを確認し、聞こえづらそうな様子を見逃さないようにします。

## 【知的障害】

認知や言語などにかかわる知的能力や他人とのコミュニケーション、日常生活や社会生活、余暇利用などについての適応能力が同年齢の者より明らかに遅れがみられる状態をいいます。抽象的な内容を理解したり、学習したことを実際の生活で応用したりすることが苦手であり、適切な指導や支援が必要です。

### ☞ [知的障害の子どもへの支援のポイント]

- 「～をしたら席に戻って、…をして、〇〇してください」のように、一度に多くの指示内容を理解するのが難しいので、「1～をしたら席に戻ります。2…します。3〇〇をしたら終わりです。」とわかりやすく指示するようにします。絵カード等の視覚的な情報を合わせて提示すると理解しやすくなることもあります。
- 少しでもできたことがあったら褒めて自信をつけさせ、自発的、自主的に学習に取り組めるようにします。一方、苦手なことに挑戦することは大切ですが、「手伝ってください」等の支援を求める態度も同時に育っていくようにします。

## 【肢体不自由】

発生原因を問わず、手足や体幹に障害があるものを肢体不自由といいます。先天性あるいは生後の事故（切断など）等による形態的な障害によるものと、中枢神経系や筋肉の機能の障害（脳性まひ、筋ジストロフィーなど）によるものに分けられます。思うように手足を動かしたり姿勢を保ったりすることが難しいため、日常生活動作や書字などに時間がかかったり支援が必要であったりします。脳性まひの子どもでは、発音が不明瞭である場合も多く見られます。

### ☞ [肢体不自由の子どもへの支援のポイント]

- 学習時の姿勢が崩れて見たり聞いたりするのに支障が出ているときは、適宜姿勢を整えるよう支援します。
- 移動や排泄、給食などの場面では、学級担任等と連携しながら自分で取り組ませる部分と支援を行う部分のバランスを保つようにします。また、子どもが支援を必要とするときに「手伝ってください」と意思を伝えられるようにすることも大切です。
- 医学的にしてはいけないことや注意が必要なことについては、学級担任等を通じて事前に把握しておくようにします。



## 【病弱・身体虚弱】

病弱とは、病気にかかっているため体力が弱っている状態をいいます。一過性の病気ではなく、長期にわたっているもの、または長期にわたる見込みがあるのでその間医療又は生活規制が必要なものを指します。身体虚弱とは、先天的または後天的な原因により身体のさまざまな機能の異常を示したり病気に対する抵抗力が低下したりする状態、またはそういった状態になりやすいため継続的な生活規制が必要なものを指します。病弱・身体虚弱教育の対象となる病気としては、気管支喘息、筋ジストロフィー、心臓病、心身症などがあります。

### ☞ [病弱・身体虚弱の子どもへの支援のポイント]

- 医学的にはいけないことや注意が必要なことについては、学級担任等を通じて事前に把握しておくようにします。また、心身症の子どもでは行動や情緒の状態が短時間で大きく変化することもあるため、気づいた点を速やかに学級担任等に報告するようにします。
- 病気や友達との関係、学習の遅れ等に対する不安や悩みにより、心理的不適応が生じていることが多くみられます。安心できるような言葉かけや接し方を工夫して、信頼関係を築くことが大切です。

## 【言語障害】

発音が不明瞭であったり、言葉のリズムがうまくとれていなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑でないこと、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいいます。構音障害は、言語障害の中でも代表的なもので、「カメ」を「アメ」と発音したり（省略）、「サカナ」を「タカナ」と発音したり（置換）することがみられます。

### ☞ [言語障害の子どもへの支援のポイント]

- 発音の間違いをその都度注意したり言い直しをさせたりすることは、本人の話す意欲を低下させてしまう恐れがあるので、たとえば子どもが「タカナがいるよ」と言ったときに「そうね。サカナがいるね」と正しい発音を返すようにします。
- 制作活動や体育的な活動など、子どもからの自発的な働きかけが出やすい場面では、人とやりとりをすることが楽しいと感じられるように、積極的なやりとりを促していきます。



## Q&A（支援にあたって留意すべき点）

～学校として～

Q1：特別支援教育支援員に効果的に支援してもらうためにはどのような体制を整えたらよいでしょうか。

A1 まず、校内委員会等において、学級担任や特別支援教育コーディネーター等と特別支援教育支援員が、どのような連携・協力をするのか事前に決めておくことが必要です。特別支援教育支援員を特定の児童生徒の担当として、後は全てお任せにするのではなく効果的な支援は望めません。

次に、支援の対象となる児童生徒が困っていることやその原因、長期的な目標や短期的な目標、指導内容と支援の進め方などについて十分理解してもらうことが重要です。これまで、特別支援教育支援員との人間的な触れ合いを支えに学校生活における問題を克服した事例が報告されていますが、そうした特別支援教育支援員の働きも対象となる児童生徒をいかに理解しているかによるところが大きいと言えます。

さらに、学校組織に入る特別支援教育支援員の心情に配慮することが大切です。教員が圧倒的に多数の職場に、少人数で入る特別支援教育支援員は心細いものです。教員にとって常識のことであっても、特別支援教育支援員にはよく分からないこともあります。教員の側から声をかけて、特別支援教育支援員とのコミュニケーションを積極的に図りましょう。

Q2：管理職として、特別支援教育支援員により良く取り組んでもらうには、どのような配慮が必要でしょうか。

A2 管理職は、特別な支援が必要な児童生徒への対応について、学校経営上の課題として、隨時、その状況を評価し改善することが大切です。

学級担任等と特別支援教育支援員との考え方方が違っていたり、特別支援教育支援員が児童生徒を十分に理解していないかったりするために、効果的な支援がなされないような場合には、学級担任等と連携して、積極的に支援方法等の改善を図る必要があります。

その際には、学級担任等の考え方や思いを踏まえ、児童生徒等への最適な対応のために、学校としての指導方針や研修の必要性などについて、特別支援教育支援員と共に理解することが重要ですので、そのための打合せも業務としてきちんと位置付けておきましょう。また、一方では、学級担任等への適切なアドバイスが効果的であることもあります、両者への対応が重要です。

**Q 3 : 学級担任や保護者、特別支援教育支援員の連携を図るにはどうしたらいいでしょうか。**

A 3 特別支援教育支援員を配置する場合は、学級担任と保護者が特別支援教育支援員の役割等を十分に理解しておくことが、支援をする子どもにとってとても重要であり、そのうえで個別の指導計画を基にした連携が図られなければなりません。

また、個別の指導計画を改善するための校内委員会などには、教員と保護者だけでなく、特別支援教育支援員も参加できるようにしましょう。学級担任等とは異なる立場の者が、チームによる支援を実施していることを保護者にも理解していただくとともに、その人となりを分かっていただくことも有意義なことです。

なお、こういった場では、困難を示している状況や関係者の苦労を語ることに多くの時間を割いてしまいがちですが、大切なのは誰がどんな役割を分担し、いつまでにどの程度まで行うかを明確にしておくことです。短時間の話し合いであっても最低限のことは決定することができるよう工夫しましょう。

こういった連携のための情報交換や打合せの時間も特別支援教育支援員の業務の一つとして勤務時間内に位置付けておくことは非常に重要です。

**～特別支援教育支援員として～**

**Q 4 : 学級担任等の授業をどのように補助すればよいのでしょうか。**

A 4 特別支援教育支援員は、授業そのものはできません。ですから、例えば、何らかの事情で学級担任等が教室から離れてしまった場合、授業を補助していた特別支援教育支援員が、その授業を引き継ぎ、代替して行うことはできません。

教員免許を保有していても、教諭又は講師として配置されているわけではありませんから、やはり授業を行うことはできません。

特別支援教育支援員が行う補助とは、児童生徒への授業における教示や指示の補完・補充、授業の準備や後片付けの援助、学級環境の整備等の援助などがあります。学級担任等は、特別支援教育支援員に対して、学級経営方針や特別な支援が必要な児童生徒の授業及び生活指導などにおけるねらいを、的確に伝え、対応してもらうことが重要です。

**Q5：学級担任等とどのように連携を図ったらいいのですか。**

A5 学級担任等と支援方針を共通理解するために事前の打合せを行うことが連携を図る第一歩になります。

通常、支援の内容や対象児童生徒の特性などについては、個別の指導計画に記述されています。そこで、最初に行なうことは、学級担任等が個別の指導計画を用いて、特別支援教育支援員に、その内容を説明することでしょう。その際、支援対象となる児童生徒だけでなく、その学級における他の児童生徒への配慮点などについても共通理解がされていると、その後の支援がスムーズに進むようになります。支援が始まってからは、機会を捉えて、打合せや情報交換を行い、同一歩調で支援が進められるように配慮します。

なお、特別支援教育支援員は教員とは異なった立場で子どもに関わります。その立場からの気づきや発見が、大切な支援のための情報になる場合もありますので、気づいたことは積極的に担任に報告するようにしましょう。

**Q6：支援の直接の対象ではない児童生徒にはどのように接したらよいのでしょうか。**

A6 特別支援教育支援員の役割は、対象となる児童生徒の支援が第一義的な役割であることは言うまでもありません。しかし、対象となる児童生徒への支援の形態は様々であり、他の児童生徒とかかわりを持つことも少なくありません。したがって、学校生活の様々な場面で特別支援教育支援員がどのように動いたらよいか、他の児童生徒への接し方も含めて、事前に学級担任と十分打合せておくことが大切です。

また、障害のある児童生徒が通常の学級の中で必要な支援を受けて学校生活を送っていくためには、周囲の児童生徒の理解が不可欠です。一人一人の学び方が違うことや支援を必要とする人もいることなどを取り上げながら、児童生徒の発達段階を踏まえて、特別支援教育支援員が何のために教室に入っているのか、どのような役割を果たすのかなどについて説明し、支援を受ける本人以外の児童生徒も特別支援教育支援員について理解しておくことが大切です。

**Q7：支援の内容や方法などについて、担当の児童生徒から尋ねられたときにはどのように接したらよいでしょうか。**

A7 対象の児童生徒と身近に接する特別支援教育支援員は、障害に関することや支援の仕方について質問を受けることがあります。こうした場合、当該児童生徒の発達の段階や、障害受容の状況等を踏まえたうえで適切に答える必要があります。

したがって、どのように伝えるかについて、学級担任や特別支援教育コーディネーターと事前に十分打ち合わせておく必要があります。同時に、対象ではない児童生徒からの質問に対しても答えられるようにしておきます。

対応の仕方を一概に言うことはできませんが、基本的には、

- ・対象となる児童生徒の個人情報の取扱いに十分留意する。
- ・対象となる児童生徒の自己評価が低下しないようにする。
- ・友達から差別されることのないようにする。

などのポイントを押さえ、一人一人の状態や学級の様子に応じた接し方をすることが大切でしょう。

**Q8：個人情報の取扱いについて心得ておくべきことはどんなことですか。**

A8 学校で行う指導や支援が信頼され、効果を上げていくためには、個人情報の取扱いは極めて重要です。

特別支援教育支援員は、児童生徒の重要な個人情報に触れる可能性も高いと思われます。児童生徒の障害の状態など、知り得た情報などについては、学校以外の場所で話題にしたり、保護者がいないときに勝手に本人に伝えたりするようなことは厳に慎まなければなりません。また、これは特別支援教育支援員として業務に携わっている期間のみならず、終了後も同様です。



## 用語解説

### インクルーシブ教育

「包括的な教育」や「包容する教育」と訳され、「障害の有無にかかわらず、誰もが地域の学校で学べる教育」のこと。「障害者権利条約」（平成18年：国連採択）の批准に向けて平成23年8月に改正された「障害者基本法」の中に、インクルーシブ教育の理念が盛り込まれている。

### インクルーシブ教育システム

障害者権利条約によると、「人間の多様性を尊重し、障害者が能力等を最大限発達させ、自由な社会に参加することを可能とすることを目的として、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」とされている。インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある者が教育制度一般から排除されることなく、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

### 合理的配慮

障害のある子どもたちが他の子どもと平等に教育を受けるために、障害の状況に応じて学校の設置者及び学校が、教育の内容や方法、設備等の必要な変更や調整を行うこと。障害のある子どもが学校教育を受ける場合に、その状況に応じて個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されている。

### 個別の教育支援計画

乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫した支援を行うために、子ども一人一人の障害等に応じて作成する長期的な（支援）計画のこと。各学校が保護者をはじめ、医療、福祉、労働等の関係機関と連携しながら作成する。現在、特別支援学校においては、在籍する全ての子どもについて作成が義務づけられている。小学校、中学校、高等学校等においては、必要に応じて作成することになっているが、特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うために、作成することが望ましい。

### 個別の指導計画

各学校において、障害のある子ども一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うために、学校の教育課程等に基づき、子ども一人一人の指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画のこと。現在、特別支援学校においては、在籍する全

ての子どもについて作成が義務づけられている。小学校、中学校、高等学校等においては、必要に応じて作成することになっているが、特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うために、作成することが望ましい。

### **通級による指導**

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける教育の形態のこと。授業時数についても弾力的な運用が可能となっている。（年間：10～280単位時間）通級による指導の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、弱視、難聴などで、知的障害は含まれない。

### **特別支援学校**

障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。

### **特別支援学級**

特別支援学級は、障害の程度が比較的軽い子どもを対象として、専門性の高い教育を行う学級。小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限）で、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

### **ソーシャルスキルトレーニング**

対人関係をうまく保ち、社会で適応するために必要な技術を、効果的に分かりやすく習得するための練習。

### **発達障害**

発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と規定されている。

## 参考・引用文献

- 安倍陽子 諏訪利明編(2006) 発達と障害を考える本②ふしぎだね！？アスペルガー症候群[高機能自閉症]のおともだち ミネルヴァ書房
- 長崎県教育センター(2006) 見え方に困難のある子どもへの教育的支援の手引—弱視児の理解と個に応じた指導のための Q&A—
- 長崎県教育センター(2006) 特別支援教育理解推進ハンドブック 気になる子どもを支援する先生方のために～教育相談 Q&A～
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2007) 「特別支援教育支援員」を活用するために
- 独立行政法人国立特別支援教育研究所(2009) 特別支援教育の基礎・基本 一人一人のニーズに応じた教育の推進
- 『特別支援教育ハンドブック』編集委員会編 特別支援教育ハンドブック 第一法規
- 鹿野賀津子(2010) 特別支援教育支援員ハンドブック 日本国文化科学社
- 岩手県立総合教育センター(2012) 特別支援学級経営の手引
- 秋田県総合教育センター(2012) 学級担任と特別支援教育支援員の応援サポートブック  
〔改訂版〕

※ 本誌は平成24年度文部科学省委託事業「特別支援教育総合推進事業」の成果物として作成しております。

## **特別支援教育支援員サポートブック**

発 行 日 平成25年3月  
編集・発行 長崎県教育庁特別支援教育室  
(電話) 095-894-3402